



## 税制改正大綱令和7年 速報

サラリーマンの手取りを増やす目的で日夜話題となった“103万円の壁”の引き上げ。財源確保に増税するのでは？との憶測も飛び交った今回の税制改正大綱。前回の定額減税なる悪税にならないことを祈りつつ、主な内容をご紹介します。

### 所得税

～“103万円の壁”は“123万円の壁”へ～

①基礎控除 ⇨ 合計所得金額が2,350万円以下は、**10万円引き上げる。**

イ. 合計所得金額が2,350万円以下である個人	58万円(現行48万円)
ロ. " 2,350万円超～2,400万円以下である個人	48万円
ハ. " 2,400万円超～2,450万円以下 "	32万円
ニ. " 2,450万円超～2,500万円以下 "	16万円

②給与所得控除 ⇨ 最低保証額55万円を**65万円へ引き上げる。**

③特定親族特別控除(仮称)の創設 ⇨ 配偶者特別控除の大学生版のようなもの。19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が103万円超～123万円以下であった場合、段階的に控除できるようになる。(現行は103万円以下で控除額63万円)

＜所得額＞ 58万円超～85万円以下	→	＜控除額＞ 63万円
85万円超～90万円以下		61万円
90万円超～95万円以下		51万円
95万円超～100万円以下		41万円
100万円超～105万円以下		31万円
105万円超～110万円以下		21万円
110万円超～115万円以下		11万円
115万円超～120万円以下		6万円
120万円超～125万円以下		3万円

※令和7年分の所得税に適用する。なお、源泉徴収税額表の変更が間に合わないため、源泉徴収税額の算出表の改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき給与より適用する。

### 『将軍の日』参加企業のご紹介

12月17日、玉村町で運送業を営まれている**(有)コレクト運輸** 小林英雄社長と小林剛士副社長が来所され、単年度計画作成のお手伝いをしました。

すでに数値計画を緻密に練っておられるため、当日は軽微な数字訂正で終了。キャッシュフローの確認に時間を費やしました。次年度以降の資産購入時期等、より具体的な数字に踏み込んだ計画となりました。

毎期作成する計画を経営の指針とされているお二人。成果が着実に現れています。

## 桐生相続相談室

1/13(月・祝)・18(土)・25(土)  
9時～18時の間で60分

相続税の無料  
シミュレーション実施中!

相続について、お気軽にご相談ください。

☎0277-45-2160

④生命保険料控除の見直し ⇨ 子育て世代の支援。

新生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、控除額を現行の4万円から6万円に引き上げる。旧生命保険料との適用控除額も6万円に引き上げる。

(注)生命保険料控除・介護保険料控除・個人年金保険料控除の合計適用限度額は現行と同じ12万円。

※令和8年分より適用する。

### 法人税

①防衛特別法人税(仮称)の創設

＜納税義務者＞ 各事業年度の所得に対する法人税を課される法人。人格のない社団等及び法人課税信託を引受けを行う個人を含む。

＜税率＞ 課税標準法人税額の4%。ただし、年500万円の基礎控除がある。

※令和8年4月1日開始事業年度より適用。

②中小企業等の法人税の軽減税率の特例

所得金額年10億円を超える事業年度について、年800万円以下の金額に適用される税率を**17%(現行15%)**に引き上げた上で、適用期限を2年延長。

③中小企業等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却及び税額控除制度(中小企業経営強化税制)は、関係法令の改正を前提に適用期限を2年延長。(改正内容については、個々に確認を要します。)

### 《年末のご挨拶》

2024年は、人件費や食材・原材料等の高騰で中小企業を取り巻く経済環境は非常に厳しい中、顧問先企業の皆様方には、堅実かつ的確に自社の企業経営を進めてこられました。その自助努力に対し深く敬意を表します。

さて、来たる2025年は、米国でトランプ氏が再度大統領に就任することで、アメリカンファーストのもと、日本を含む諸外国の経済環境を大きく揺るがすこととなります。しかし、我々はこのような環境下にあろうとも、事務所一丸となって顧問先様の会計を応援・サポートさせていただきます。

2025年も皆様にとって、より良い年となることを祈念して、新年に向けてのご挨拶とさせていただきます。来年も宜しく願い申し上げます。

税理士法人向田会計 所員一同

～顧問先のご紹介～

## Studio RUSH 様

～ 楽しく体を動かして、子供の健全な成長をサポートします! ～

キッズダンス kid'sdance

コーディネーション&キッズダンス (男の子クラス)

ジャズ&キッズジャズ JAZZ & KID'S JAZZ

ヒップホップ HIPHOP

ブレイキング Breakin'

フリースタイルジャズ Freestyle Jazz

ガールズヒップホップ Girls Hiphop

HOUSE

キッズスペース利用&ミニレッスン (予約貸切利用)

## WELCOME GYMNA! TAKASAKI

GYMNA高崎スタジオへようこそ!



GYMNAでは子供専門のダンススタジオとして、レベルや目的に合わせ、子供達に寄り添ったレッスンを行なっています。高崎スタジオでは少人数制を採用し、一人一人の成長をサポート。遊びながら楽しく学ぶ、キッズダンスに、体づくりから、スキルアップを目指すコンテストクラスまで用意しています。市内のイベントに参加したり、様々な場所でダンスの披露しています。

詳しくは、HPをご覧ください。

<https://www.ap-gymna.com/blank-5>

〒370-3522 群馬県高崎市菅谷町1275-7(Studio RUSH)

TEL **027-395-4672**